



緊急的中小企業支援策を延長します

町内の商工業などの中小企業者の皆さまを支援するため、町では平成20年12月から各種の緊急的中小企業支援策を実施していますが、現下の経済情勢を勘案し利子補給および信用保証料補給制度の緊急対策を、令和2年度に引き続き、1年間延長することとしました。ただし、利子および信用保証料補給制度の対象融資金額は1,500万円までとします。

1 利子補給制度の充実

従来は、一定の利率を超える部分の1%以内の利子額相当分を助成していましたが、緊急的に**1%の利子額(*利率が1%に満たないものは、利子額相当分)を助成します**。なお、助成期間は3年間とします。

【延長期間：令和3年4月1日以降借入分から適用し令和4年3月31日まで】

2 信用保証料補給制度の充実

従来は、信用保証協会に支払う信用保証料額の4分の3以内の額を助成していましたが、緊急的に**信用保証料額の全額を助成します**。

【延長期間：令和3年4月1日以降借入分から適用し令和4年3月31日まで】

3 利子及び信用保証料補給制度に係る対象融資の拡大

従来の利子および信用保証料補給制度の対象は、土幌町が行う融資制度だけでしたが、土幌町商工会を經由して融資申し込みを行った**日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫)や北海道などの行う公的融資制度も対象に加えます**。

【制度改正時期：平成20年12月1日以降借入分から適用】

4 小規模企業者に対する円滑な資金供給制度の導入

従来の信用保証協会の保証付き融資は、貸し倒れが発生した場合に信用保証協会が損失を100%負担してきましたが、国の信用補完制度において「責任共有制度」が開始され、金融機関が20%部分の損失を負担し、信用保証協会は80%の負担割合となっています。この責任共有制度の導入に併せて、小規模企業者の方々向けに設けられた全国統一保証制度である「**小口零細企業保証制度**」を導入して、**信用保証協会の損失保証割合を100%とし、小規模企業者に対する円滑な資金供給を図ります**。

◆ご利用いただける方

従業員数20人以下（商業またはサービス業の方は従業員数5人以下）

※中小企業信用保険法第2条第3項に定める「小規模企業者」の方が対象

【制度改正時期：平成20年12月1日以降借入分から適用】

※融資に関するご相談は、土幌町商工会（☎2614）で受けております。

担当 産業振興課 産業振興グループ（コミセン内 ☎55213）